

資料 4

5 産労農水第 1 3 9 2 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき特定水産資源（まあじ太平洋系群）に係る令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 11 月 10 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	知事管理区分	定めようとして いる知事管理漁 獲可能量	現行水準の場合 の目安数量（ト ン）
まあじ太平洋系 群	東京都まあじ漁 業	現行水準	10トン未満